

市広聴第 3335 号
平成 29 年 3 月 28 日

一般社団法人横浜市工業会連合会
会長 榎本 英雄 様

横浜市長 林 文子



平成 29 年度横浜市予算に対する産業振興に関する要望について（回答）

さきにご要望（平成 28 年 11 月 1 日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

【重点要望】

1 内陸部工業集積エリア等実態調査を踏まえた製造業支援

内陸部工業集積エリア等実態調査での製造業の事業所の 9 割が現在地での操業を望んでいるとの結果を踏まえ、防音・防振・防臭対策等の操業環境整備の支援にとどまらず、製造工場に隣接する住宅開発等に一定の歯止めをかける施策を検討し、調和のとれた地域活性化に取り組んでいただきたい。

【回答】

内陸部工業集積エリア等実態調査（平成 27 年度）では、現在地での操業継続を予定している事業所は約 9 割である一方で、住宅の立地制限を望む割合は、25%程度であることから、引き続き慎重に検討していきます。

なお、操業環境の維持向上に対する支援として、中小製造業設備投資等助成制度において、平成 29 年度は、騒音・振動・臭気の発生を低減するための建屋内の改修を助成対象とするなどの拡充を行います。

2 中小ものづくり企業の社員の育成などを通じた企業の魅力向上

中小ものづくり企業が人材確保に取り組むにあたり、自社の強みを認識し、求職者へ積極的に発信していく必要があります。一方、高校生等の若年求職者にとって、中小ものづくり企業に就職した場合のキャリアプランや働く環境等が不明瞭であることが、中小ものづくり企業を就職先候補から遠ざける一つの要因となっています。

横浜市内の中小ものづくり企業には、国家資格などを取得した技術力の高い社員を擁する企業があり、このような人材は、求職者を会社へ惹きつける魅力となっています。人材不足に悩む中小ものづくり企業が従業員育成の取組を強化することは、自社の価値を高め、ひいては市内ものづくり企業のイメージアップにもつながります。

市内中小ものづくり企業が自社の強みやPR戦略を考え、人材育成等の活動に注力していく中で、従業員の資格取得に対する助成など、ものづくり企業の魅力を高めるための支援をお願いします。

【回答】

若者の「ものづくりイメージ向上」に向けた支援として、高校生を対象とした工場見学会や高等学校の採用担当者との懇談会など、今後も引き続き貴団体と連携し取り組みます。また、従業員の資格取得に対する支援についても行っていきます。

〔経済局〕

1 内陸部工業集積エリア等実態調査を踏まえた操業環境の改善・製造工場に近接する新規住宅開発事業者への指導強化

(1) 現住所で古くから操業している製造工場の近隣に住宅開発の波が押し寄せ、地域の環境は激変し、企業にとって操業環境確保への負担が一層重くなっています。

このような課題に対し、工場に近接する一定エリア内での共同住宅等の立地を抑制するなど、住工混在地区において、調和のとれた地域活性化に向け取り組んでいただきたい。

また、建設される共同住宅については、共同住宅建築に対する周辺工場経営者との協定指導が建築主に行き届くよう早急に検討していただくとともに建築主にも環境対策案（防音、防振、防臭対策等）をもって協議に望むよう指導を強化していただき、必要によっては基準面積の引き下げの検討をお願いしたい。

(2) 相隣環境対策への助成

設備投資助成制度では、平成28年度より「操業環境改善に資する設備」を助成対象としていただきましたが二重壁・窓、床上げ、扉シャッター、排煙・空調設備、下水整備等、対象の拡大をお願いしたい。そのほか、環境創造局の騒音防止の手引きに記載される騒音、振動、臭気などの発生源への対策、建屋対策、建屋周囲への対策を基準とした環境改善に繋がる取り組みについても、助成対象としていただくようお願いしたい。

【回答】

(1) 内陸部工業集積エリア等実態調査（平成27年度）において、全市で見た場合、工業系地域で「住宅の立地制限を望む」割合は25%程度であり、共同住宅などの立地を抑制する施策は慎重に検討する必要があると考えています。

建設される共同住宅については、市内各部署との連携を図り、確認申請の際に「工業地域等共同住宅建築指導基準」などの周知の強化を図っていきます。当指導基準においては、建築主に対して近接工場主等と協議を行った上で、協議結果や環境対策について報告書を提出いただくよう指導しているところです。建築主と近接工場主等との間で合意を得て協議を終えられるよう、引き続き建築主に対する指導を行っていきます。

- (2) 中小製造業設備投資等助成制度において、操業環境の維持向上に対する更なる支援として、平成 29 年度から新たに騒音・振動・臭気の発生を低減するために行う、吸音材・二重サッシなどの設置といった建屋内の改修も助成対象とするなどの拡充を行います。

2 金沢臨海部産業活性化への継続的な取り組み

27・28 年度、経済局・金沢区、地元企業連携により検討している活性化策について、29 年度は具体化に向け検討していく段階となることから、引き続き産業活性化に向けた支援をお願いしたい。

【回答】

平成 29 年度は、働く魅力があり、優れた人材が集まることを目指す「金沢臨海部産業活性化プラン」（平成 28 年度策定）を実行に移す年として、引き続き地域と協議を進めるとともに、地域情報誌の発行など、地域のブランド力を高める取組を区や地元団体と一体となって進めていきます。

3 販路拡大に対する支援

(1) 国内外の展示会出展への助成

現行の企業単位の出展助成のほか、横浜市、横浜市工業会連合会、横浜地域貢献企業といったグループで国内外の展示会に出展する際の助成をお願いしたい。

(2) 横浜地域貢献企業のブランド化

横浜のものづくり企業のブランド戦略として地域貢献企業の認定にあたっては横浜が誇れる企業としてふさわしい企業を輩出するため、BCP の取得をはじめ現行よりより高い認定基準を設定し、横浜のブランド企業としての体を備えた企業については、対外的な広報 PR 支援をはじめ、国内外、とりわけ PR 効果が大きくバイヤーも多く集まる東京での展示会出展に助成するなどの支援をお願いしたい。

(3) 企業ニーズへのきめ細かな対応

後継者不足、廃業あるいは事業承継などの企業経営者が抱える経営上の課題・ニーズを現場訪問などを通じて早期に把握し、M&A の提案など積極的な対応が継続的にできる体制づくりをお願いしたい。

(4) 「チーム de ものづくり」応援事業の利用促進

地域工業会では、中小ものづくり企業の活性化を目的としてグループ勉強会や

展示会出展等の活動支援をおこなっています。このような活動を支援するため、「チーム de ものづくり」応援事業について、手続きの簡略化など、より多くのグループが利用しやすい制度へと改善して頂きたい。

(5) 中小企業における IoT の推進

世界的に IoT 技術を活用した新たなものづくりの潮流が起きるなか、中小企業においても、今後の経営戦略を立てる上で IoT の利活用は重要と考えています。

しかし、現状多くの中小企業は IoT の利活用方法やその効果については未だ模索中というのが実情です。

については、中小企業向けに、IoT に関する具体的な活用事例を用いたセミナー等による積極的な情報提供や導入を検討するための相談窓口の設置等を図るとともに、すでに取組を進めている企業については、システムを含めた設備投資等について支援をお願いしたい。

また、横浜市立大学等の学術研究機関とも連携し、IoT 分野における産業界の将来を担う人材育成等について、短期的かつ中長期的視点に立った取組を進めていただきたい。

(6) テクニカルショウヨコハマの充実

テクニカルショウヨコハマ全体では、横浜をはじめとする県下の企業出展を優先とするなど県、市下のものづくり企業の振興を色濃く出した展示会としていただきたい。

また、市内からの出展者には、出展企業の紹介スキルを有し商談活動に有効なセールスサポートスタッフを、引き続き配置していただきたい。

加えて、地元学生である横浜市大生の参画は、中小ものづくり企業に対する理解促進と地元企業への就業の機会増にも寄与することから引き続き連携をお願いすると共に、彼らの出展企業への訪問、交流の場を設けていただきたい。

他方、出展者同士が相互に商談等協力体制が築けるような交流機のを設けるほか、商談スペースやプレゼンスペースなどの共有スペースの充実をお願いしたい。

【回答】

- (1) グループで国内外の展示会に出展する際の支援として、「チーム de ものづくり」応援事業では、市内の中小製造業を中心とする複数の企業等で構成されるグループが実施する活動経費の一部を助成しており、展示会出展の際にもご活用いただけます。

また、横浜市海外展示商談会出展助成事業では、市内中小企業に海外展示商談会の出展料の一部を助成しており、企業にとってより利用しやすい支援となるよう引き続き検討していきます。

- (2) 地域貢献企業の認定では、企業が取り組む地域貢献活動や経営システムを評

価します。認定企業の業種は多種多様のため、知的財産を活用した技術やサービスの展開を評価対象とする「横浜知財みらい企業」とは異なり、販路拡大に向けた経費助成を支援策に掲げることは難しいと考えます。

平成 29 年度は、先駆的な取り組みや長年に渡り活動を続けている認定企業を表彰する制度を創出するなど、認定企業や制度の認知度向上に努めていきます。

- (3) 本市では平成 25 年度から、事業承継を啓発するセミナーの開催や専門家による個別訪問相談を実施するとともに、事業承継計画の策定や M&A を行う場合の専門業者へ支払う必要経費の一部助成を実施しています。また、平成 28 年度から円滑な事業承継を行う上で重要な課題である後継者支援として、次世代経営者向けの連続講座（よこはま後継者塾）を開催しています。
- (4) 「チーム de ものづくり」応援事業では、より多くのグループにご利用いただけるよう、平成 28 年度の申請から団体の代表者は「横浜市内で 1 年以上の事業実績をもつ」という要件を削除しました。適正な補助金執行の観点から必要な書類などはありませんが、手続に際しては、分かりやすく丁寧な説明に努めていきます。
- (5) 中小企業における IoT の利活用については、企業の競争力強化につながる重要な契機と捉えています。そこで、あらゆる分野の企業が参画する連携の場として「IoT オープンイノベーション・パートナーズ (I・TOP 横浜)」を構築し、具体的な事例を交えたセミナーや、中小企業が参画するプロジェクトへの支援を行うなど IoT の推進に努めていきます。

また、中小製造業設備投資等助成事業において、平成 29 年度から工場内のネットワーク化のシステム導入経費なども助成対象として拡充します。

さらに、横浜市立大学などの学術研究機関とも連携し中小企業向けに IoT 人材育成セミナーなどの取組を進めます。

- (6) 共同主催者である貴団体、神奈川県、神奈川産業振興センターとともに、テクニカルショウヨコハマのさらなる充実に向けて活発な協議を行い、意欲ある市内企業の成長発展と、販路開拓を支援していきます。

また、今後もセールスサポートスタッフの活用による商談機能の充実や横浜市立大学生の参画による中小ものづくり企業への理解促進など、より実り多い展示会とするための取組を行っていきます。

出展企業の皆様の要望を把握し、これを反映した展示会のあり方を貴団体とともに検討していきます。

4 人材確保・育成

(1) 市内中小ものづくり企業のイメージアップツールの作成

ものづくり企業に対するイメージアップを図り人材確保につなげていく取り組みとして、市工連が高校生向けの雇用戦略として企画している、市内の大学と連携した冊子、イメージポスターなどの作成等について引き続き支援していただきたい。

(2) インターンシップの充実拡大

インターンシップ事業は、市内高校生へのキャリア教育の取組としても、学生の製造業に対する理解を深めるためにも効果的です。既存の事業に、高校生を対象として盛り込む他、夏休みの活用等により1週間程度のインターン期間を設けるなど、事業拡充の検討・支援をお願いしたい。

(3) 雇用確保に向けた市内の大学と企業との交流促進支援

現在金沢区が経済局及び区内大学、企業と連携し地元ものづくり企業の魅力発見、就職支援をおこなっています。

経済局におかれましては、神奈川大学との連携を模索している IDEC や各区との連携を一層強化し、市内大学と地元ものづくり企業の交流促進など雇用確保に向けた取り組みを、市内全域に拡大するよう取り組んでいただきたい。

(4) 高校の就職支援担当教諭と企業との信頼関係構築

市内中小企業が高校生を雇用するにあたっては、学校の就職支援担当者の地元企業への理解が求められます。

就職支援担当者を対象としたものづくり企業工場見学の仕組みづくりや市工連、地域工業会で、企画する交流会事業への助成をお願いしたい。

(5) 第二新卒者雇用情報の窓口設置

求職中の第二新卒者が市内企業の採用情報を収集するための支援として、IDECをはじめとする関係機関に情報提供窓口を設けるなど、第二新卒者が人材を募集している市内ものづくり企業の情報を得られる仕組みづくりを検討していただきたい。

(6) 女性、外国人等多様な人材の確保

人材不足が深刻化している中、女性・外国人を含めた多様な人材を確保し育成していくための相談窓口の設置や語学教室、メンタル教育等の学習支援をお願いしたい。

また、企業において多様な働き方を創出することにより新たな人材確保が可能となるとも考えられるので、テレワークの導入など政府においても政策の目玉となっている「働き方改革」に関する支援をお願いしたい。

加えて、育休中の女性支援として、育休中に JOB カードを活用するなど研修受講によるキャリアアップを図ったのちに職場に復帰できる制度設計などの支援を

お願いしたい。

(7)技術者育成支援の拡大

平成 27 年度より、建設業の資格取得に向けた支援に取り組んでいただいています。

工業会につきましても、後継者不足の解消や魅力向上を目的に従業員の国家資格取得促進を図っています。

社内学習会や外部講習会への派遣の取り組み等を含め、従業員の技能検定受験に関する費用の助成等、ものづくり企業を対象とした支援をお願いしたい。

【回答】

(1) 人材不足が深刻化する中、将来を見据え、若者の雇用・育成の必要性は年々高まっています。本市では、貴団体と連携し工場見学会や展示会などを通じ、製造業のイメージ向上に向け、引き続き取り組んでいきます。

(2) 市民向けの総合案内窓口「横浜市就職サポートセンター」において、市内在住・在学の就職を希望する 18 歳以上 39 歳以下の若年者を対象としたインターンシッププログラムを実施しています。

また、高校生のキャリア教育の一環としては、神奈川労働局と連携し、求職者と企業の採用担当者との面談の場である、高校生就職フェアを年 2 回開催しています。引き続き、高校生を含む若年者の就労支援を進めていきます。

(3) 金沢区、都筑区、戸塚区など、地域のものづくりの魅力発信事業に取り組む区役所との連携を推進しています。引き続き、製造業支援を図る区役所と IDEC との連携を促進するとともに、学校や貴団体、地域工業会などの各関係団体と協調しながら、ものづくりのイメージ向上や雇用確保につながる支援を行っていきます。

(4) 平成 28 年度に貴団体と共に、工業高等学校などの就職支援担当者を訪問し、ものづくり企業の工場見学会へ参加していただけるよう、事業周知活動に取り組みました。

高校生の就職担当者との交流会を企画する貴団体、地域工業会のお話を伺いながら、引き続き必要となる支援に取り組めます。

(5) 神奈川労働局では、本市を管轄するハローワークの窓口を 6 か所設置しています。

また、第二新卒者を含んだ、大学・短期大学・高等専門学校等卒業予定の学生及び概ね既卒 3 年以内の若年者を対象とした「横浜新卒応援ハローワーク」と、45 歳未満で正社員を目指す方を対象とした「横浜わかものハローワーク」を設置し、求職者に対し、人材を募集している企業の情報提供と職業紹介を行っています。

さらに、本市では、市民向けの総合案内窓口「横浜市就職サポートセンター」において、市内在住・在学の就職を希望する18歳以上39歳以下の若年者を対象としたインターンシッププログラムを実施することにより、第二新卒者を含む若年者と市内中小企業等とのマッチング支援を進めていきます。

- (6) 本市では、「働き方改革」による多様な働き方の創出に向けて、市内中小企業等や市民を対象とした「在宅勤務（テレワークやクラウドソーシングなど）」に関する普及・啓発セミナーなどを進めることにより、支援を行っていきます。

在住外国人への支援としては、横浜市国際交流協会や国際交流ラウンジにおいて、日本語学習や日本での暮らしに関する相談対応などを行っていきます。

女性への支援としては、男女共同参画センターにおいて、引き続き、関係部署が連携しながら女性の就業支援のための相談窓口の設置や情報提供、各種講座の実施に力を入れていきます。また、よこはまグッドバランス賞の認定などを通じた中小企業の働きやすい職場づくりの推進や、継続就業や優秀な人材確保につなげるため、市内経済団体と連携しながら「働き方改革」の普及啓発を進めていきます。

- (7) ものづくり企業の従業員を対象に、技能検定受験費用の助成などの支援を行っていきます。

5 局・区連携の強化、事業支援部署の開設

局・区連携の下、区にものづくり支援担当を配置していただき、テクニカルショウヨコハマへの出展支援や販路拡大支援に尽力していただくほか、今後深刻な人手不足が予測されることから地元企業への雇用確保について支援していただきたい。

【回答】

テクニカルショウヨコハマへの企業の出展や地元企業への雇用確保について、既に局との連携の下、これら支援に取り組んでいる区もあります。引き続き、区・局、地域工業会などとの連携を深めながら、地元企業への支援を行います。

【IDEC取り組み】

1 経営相談、経営支援の充実

現行の相談機能に加え、各企業の成長に合わせた体系的な経営相談をおこなっていただきたい。また、その際は、金融機関、大学等外部専門家等も入れ、販路開拓、売り上げアップなど成果につながる厚みある相談支援体制にしていきたい。

【回答】

IDECでは、市内中小企業のワンストップ経営相談窓口のほか、各種専門家の派

遣や、起業家に対する支援など、各企業の成長に合わせた総合的な支援を実施しており、平成 29 年度も引き続き取り組んでいきます。

特に近年は、国内市場の縮小、顧客や消費者のニーズが多様化している中、中小企業にとって販路の開拓・拡大が課題となっています。そのため、中小企業支援コンシェルジュ事業などに取り組んでいますが、今後も、国や関係機関・団体とのネットワークを駆使しながら、相談支援体制を充実していきます。

2 BCP の作成支援

現行の作成支援内容を改善し、よりわかり易く、平易に取り組める BCP 策定の支援をお願いします。

【回答】

企業の状況に応じた BCP 支援とするため、IDEC の窓口等相談事業の中で、個別相談を行うとともに、必要に応じて企業へ専門家を派遣し、具体的な策定を支援します。

3 海外の販路開拓支援

TPP 参加国への販路開拓も想定した中長期的な支援を引き続きお願いします。

【回答】

平成 28 年 2 月 4 日に署名された環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) は、参加国による GDP 合計が世界の約 4 割になる経済規模と見込まれ、TPP の活用による貿易の拡大、海外展開の促進などを通じ、市内中小企業の成長に貢献することが期待されていました。平成 28 年度は、国の地方創生加速化交付金を受けて実施した「海外企業ニーズとのビジネスマッチング事業」において、TPP 発効を先取りした海外ニーズの開拓を行い、また IDEC 主催で TPP 関連のセミナーを実施しました。

しかし、TPP は日本では承認されたものの、米国新政権が TPP から離脱を表明したため、協定発効の目途が立たない状況となっています。

今後の対応ですが、市内中小企業への適切な対応が図れるよう世界経済及び政府の動向を注視していくと同時に、TPP の動向にかかわらず引き続きアジア新興国を中心とした海外展開支援を継続していきます。

4 市内中小ものづくり企業のイメージアップツールの作成

ものづくり企業に対するイメージアップを図り人材確保につなげていく取り組みとして、IDEC が検討している企業の HP コンテストといった動画広報戦略の実現をお願いします。

【回答】

ものづくり企業のイメージアップに向けたツールの作成については、貴団体と検討を進めているところです。

今後は、IDEC 等関係団体と連携を図りながら、引き続き企業の広報活動強化のため支援を行っていきます。

〔財政局〕

1 横浜市発注案件への下請けいじめ防止事項の追記

業界の元受、下請けの構造的な問題から受注価格が不当に抑えられ、中小企業の業績が改善しないという状況下にあります。

横浜市発注案件の入札にあたっては、市当局の努力により改善の傾向が見られるが、更に元受から下請けに請け負いさせる場合、価格や支払い方法など適正におこなうよう入札条件に明記し指導を強化する取り組みをお願いしたい。

【回答】

下請契約については、民間事業者同士の契約であるため、当事者間で決定されることが原則であり、発注機関である横浜市が入札条件などとして記載することは、適当でないものと考えています。

本市では、本市発注工事の全受注者に対して、請負金額や支払方法を含め、適正な下請契約を締結するように、文書による要請を行っています。

なお、文書には、下請契約における市内企業の活用、適正な評価に基づく下請けの選定、適正な下請契約の締結、代金の支払いなどの適正化、的確な施工体制の確立、一括下請けの禁止、建設労働者の雇用条件などの改善、元請け業者の指導責任、下請工事の検査及び目的物の引き渡しなどについて、詳細に要請事項を記載しています。

〔こども青少年局〕

1 病児保育所の拡充

配偶者控除の廃止をはじめ女性の社会進出を促す施策が計画されるなど、これからはますます女性が社会で活躍する機会が増えてくると思われますが、子育て世代の就労者にとり保育所問題は大きな課題となっています。保育所の整備による待機児童の解消はもちろんのこと病児保育の充実など働きやすい環境づくりをお願いしたい。

【回答】

病児保育事業は、平成 28 年 4 月 1 日現在、病児保育施設 19 施設、病後児保育施設 4 施設で実施しています。引き続き、各区 1 か所に加え、ニーズの高い地域に 2 か所目の整備を進めるなど拡充を図り、平成 31 年度末までに 27 か所での実施を目指します。

〔建築局〕

1 市街地環境設計制度における容積率の緩和

住工混在地域では、新住民からの騒音・臭気・景観といった苦情が寄せられることが多く、その都度、工場側でその対策に多額の費用投下を余儀なくされることが多くあります。

については、対策費用の軽減と周辺環境・景観の維持対策として、資材置き場等を現行の建物の高さを維持しながら建物内に中二階として荷物置き場を設置したり、美観上としての自転車置き場の屋根設置や物置を設置するなど周辺住民との話し合いにより環境維持に資すると認められるものについては、容積率から除くなどの緩和措置をお願いしたい。

【回答】

市街地環境設計制度は公開空地を設けるなど、総合的な地域貢献を図ることを条件に、建築物の高さや容積率を緩和することで、良好な市街地環境の形成を誘導する制度です。

特に工業系地域の環境改善を図り、工業の高度化、近代化等に寄与する建築物について環境改善等に資する度合いに応じた容積率を加算できる基準も設けています。

容積率の許可にあたっては、公開空地の面積、敷地規模、緑化など一定の要件があり、個別にご相談をお受けしていますので、担当部署までご相談ください。

〔環境創造局 ・ 経済局〕

1 他用途地域より高い工場緑化率の代替措置の拡大検討

工場の緑化率は他用途の施設に比べ高い率であり、工場施設の老朽化対策や耐震補強対策等の足かせになっている場合があります。

については他用途より多い化緑率相当面積の税の減免や屋上・壁面緑化の参入など緑化率緩和の代替措置の拡大を検討していただきたい。

【回答】

「工場立地法」では、工場立地は環境保全を図りつつ適正に行われるように、敷地面積 9,000 m²以上、又は、建築面積 3,000 m²以上の大規模工場は、定められた基準の緑地などを設置する必要があります。今回「屋上・壁面緑化の算入など緑化率緩和の代替措置の拡大を検討していただきたい」との要望については、限られた敷地の中で土地を有効活用できるように、重複緑地（※）の算入割合を引き上げることについて、「横浜市工場立地法市準則条例」を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

※重複緑地

緑地と緑地以外の施設が重複する場合（屋上緑化、パイプの下の芝生、藤棚の下が駐車場等になっている場合等）

また、本市では、横浜みどり税を財源の一部とした「横浜みどりアップ計画」により、市民が実感できる緑をつくる取組を進めています。

この中で、「横浜みどり税条例」に基づき、500㎡以上の建築物の敷地において、法令に定める基準以上の緑化を行い、保全することに対し、建築物所有者の建築物敷地に対する固定資産税・都市計画税の軽減を行っています。こうした取組により、引き続き、緑の創出・保全に取り組む市民・事業者の皆様を支援していきます。

また、「緑の環境をつくり育てる条例」第9条に基づく緑化協議では、工場などの建築物は、環境の保全のため、敷地の外周部を中心に、緑化施設の半分以上を量感のある樹木により設置することとしています。樹木により十分な緑量を確保した上で、残りの緑化施設については、屋上緑化及び壁面緑化も算入できます。

〔継続要望ほか〕

1 外国人研修生の受け入れ

今後、外国人の研修生受け入れに際し、研修内容の充実を図るため、研修期間の延長、業種の拡大をお願いしたい。

【回答】

外国人研修の研修期間の延長については、平成28年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が成立しています。制度詳細や政府の検討状況を把握し、皆様のご意見をお聞かせいただきながら、関係機関にご要望をお伝えしていきます。

2 各種助成制度の周知、拡充

助成制度の周知にあたっては、金融機関等を活用し多面的な周知を図ってもらうと共に制度を活用し活性化した企業の紹介を広く周知し助成制度が有効に活用されるといった更なる工夫を検討・実施していただきたい。

また、用途地域限定の設備投資助成制度については用途の区分なく市街化調整区域内のものづくり企業であっても制度活用できるようお願いしたい。

【回答】

支援制度の広報については、説明会の開催やダイレクトメールの送付により周知を図っています。また、金融機関などとも連携し市内中小企業の皆様が様々なルートから情報を得られるよう努めています。

今後は、企業の皆様が広く有効に制度をご活用いただけるよう支援制度を活用された企業の声をホームページで紹介していくなど、引き続き、本市支援施策の周知に向けた工夫を図っていきます。

中小製造業設備投資等助成制度については、平成25年度から、設備投資型につ

いて一定の要件を満たす事業所は、工業系用途地域以外であってもご利用いただけるように改正しています。引き続き皆様のご意見を伺いながら、より使いやすい制度について検討していきます。

- 3 企業立地促進条例による企業誘致に際しての市内中小企業との取引額の増加及びその状況確認等の取り組みを引き続きお願いしたい。

【回答】

「横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例」（以下、企業立地促進条例という。）で認定した事業者の経営層に対しては、建設及び事業活動にあたって、市内企業をできるだけ活用することを記載した依頼文を直接お渡しして強く依頼を行っています。

また、市内企業からの問い合わせに対応する窓口を設置していただき、横浜商工会議所の広報誌「商工季報」で広報しています。

今後とも、市内企業への発注などの働きかけを行っています。

なお、企業立地促進条例で認定した事業者に対しては、毎年、市内企業への発注実態調査を行っています。引き続き、状況把握に努めていきます。

- 4 国道 357 号線八景島～横須賀市夏島及び同以南への延伸計画の早期実現を要望します。

【回答】

国道 357 号の横須賀市方面への延伸は、引き続き早期整備を国土交通省に要望していきます。

- 5 圏央道：釜利谷 JCT～藤沢 IC 間の早期開通の早期実現への努力をお願いしたい。

【回答】

圏央道の一部となる横浜環状南線及び横浜湘南道路については、南線の本線トンネル工事に平成 27 年度から着手しており、現在までに工程のポイントとなる全てのトンネル区間で工事着手しています。今後も事業者である国や東日本高速道路株式会社と連携し、平成 32 年度の開通に向けて事業を推進していきます。

この旨ご了承いただき、貴連合会の皆様によりしくお伝えください。

